

認定高度保安実施者制度の認定状況について

2026年3月24日

大臣官房産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室

認定高度保安実施者制度について

- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和5年12月施行）において、テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業所について、安全確保を前提にその保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査を合理化する制度を創設（認定高度保安実施者制度）。

＜認定高度保安実施者の認定要件＞

認定要件	内容
①経営トップのコミットメント	・保安確保に係る理念・社内ルールの整備を明確化するための経営トップのコミットメント、保安管理体制を監査・検証できる組織体制の構築を求める。
②高度なリスク管理体制	・リスクの回避・低減策を策定し、継続的にアップデートしていくため、保安管理プロセスを実施する体制の構築を求める。
③テクノロジーの活用	・設備の劣化状況を診断する技術、運転管理を高度化する技術、保安管理業務を高度化・効率化する技術等の導入を求める。 ・導入前後の効果・リスクの評価・検証プロセスを求める。
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	・IoT機器等を活用した産業保安のスマート化はサイバーセキュリティ対策が一層重要であるため、導入するテクノロジーに応じてサイバーリスクを検証し、必要な対策を求めるとともに、対策の継続的な改善に努めているかを確認する。

＜認定高度保安実施者に認められる手続（例）＞

高圧ガス保安法	一般事業所 (一種製造)	認定高度保安実施者
製造施設等の変更許可 (軽微な変更に限る)	届出	記録保存※
完成検査 (初回)	知事等の 検査受検	知事等の検査受検
完成検査 (製造施設等の変更)		自主検査・記録保存※
保安検査	知事等の検査 (年1回)	自主検査・記録保存(年1回)※ 連続運転可能期間 (大臣が認めた範囲)



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化



ドローン・IoTによる点検

※特例は認定を受けた施設に対してのみ適用

【参考】新旧認定制度の要件について

※赤枠は、新認定で新たに追加された要件

	A認定	B認定
①経営トップのコミットメント	現行スーパー認定事業者及び現行認定事業者（経営トップによる保安方針の明示 等） + コンプライアンス体制の整備（法令遵守のための体制（設備変更等の内容が法令上適合していることを事業者自ら確認する体制等）を整備・維持していること等） コーポレート・ガバナンスの確保（取締役等を保安管理の責任者としていること等）	
②高度なリスク管理体制	現行スーパー認定事業者相当 ➢高度なリスクアセスメントの実施 ➢PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善 ➢高度な教育の実施 ➢検査組織の設置 ➢保安・運転・設備管理組織の設置 ➢連続運転期間、検査手法の適切な評価体制の整備 ➢第三者機関によるアドバイスを実施 等	現行認定事業者相当 ➢リスクアセスメントの実施 ➢PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善 ➢教育訓練の実施 ➢検査組織の設置 ➢保安・運転・設備管理組織の設置 等
③テクノロジーの活用	現行スーパー認定事業者 ➢IoT、ビッグデータ等の新技術の導入 ↓	①経営トップのコミットメント 保安の確保に資するテクノロジー導入に向けたビジョンの策定と必要なリソース（予算・人材）の確保 ②保安の確保に資するテクノロジーの導入 現場作業の効率化につながるテクノロジー 意志決定の高度化につながるテクノロジー （A認定のみ） ③継続的に改善する仕組みの構築
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	各業界におけるサイバーセキュリティガイドラインに沿った内容とする。	

認定高度保安実施者制度のインセンティブ

高圧ガス保安法		一般事業所 (第一種製造者)	認定完成・保安検査実施者	認定高度保安実施者
製造許可（初回）		都道府県知事等	都道府県知事等	都道府県知事等
製造施設等の変更許可	重要な変更	許可申請	許可申請	許可申請
	その他変更	許可申請	許可申請	届出※
	軽微な変更	届出	届出	記録保存※
完成検査（初回）		都道府県知事等の検査受検	都道府県知事等の検査受検	都道府県知事等の検査受検
完成検査（製造施設等の変更）		都道府県知事等の検査受検	自主検査・検査記録届出	自主検査・記録保存※
保安検査		都道府県知事等の検査（年1回）	自主検査、検査記録届出（年1回） 連続運転可能期間（大臣が認めた範囲）	自主検査・記録保存（年1回）※ 連続運転可能期間（大臣が認めた範囲）
定期自主検査		年1回実施	年1回実施	—（適用除外）※
危害予防規程の策定、変更		届出	届出	記録保存
法定責任者（保安係員、保安主任者に限る）の選任		製造のための施設の区分ごと	製造のための施設の区分ごと	条件を満たす場合、区分ごとに選任する必要なし
法定責任者の選解任		届出	届出	記録保存
保安検査の方法		告示の方法	以下のいずれかを選択して採用可能 ・告示の方法 ・KHKの事前評価を受けた方法 ・保安検査に係る責任者が認めるなど所定の要件を満たした方法（スーパー認定のみ） ・（民間規格評価機関が評価、承認した規格による方法も活用できる場合がある。（スーパー認定のみ））	以下のいずれかを選択して採用可能※ ・告示の方法 ・KHKの事前評価を受けた方法 ・保安検査に係る責任者が認めるなど所定の要件を満たした方法（A認定のみ） ・民間規格評価機関が評価、承認した規格による方法（A認定のみ）
軽微な変更の範囲		コンビ則第14条第1項第1号～第5号に定めるもの	コンビ則第14条第1項第1号～第8号に定めるもの（第7号はスーパー認定のみ）	コンビ則第14条第1項第1号～第8号に定めるもの（第7号はA認定のみ）

※特例は、認定を受けた施設に対してのみ適用されます。

認定高度保安実施者の認定実績

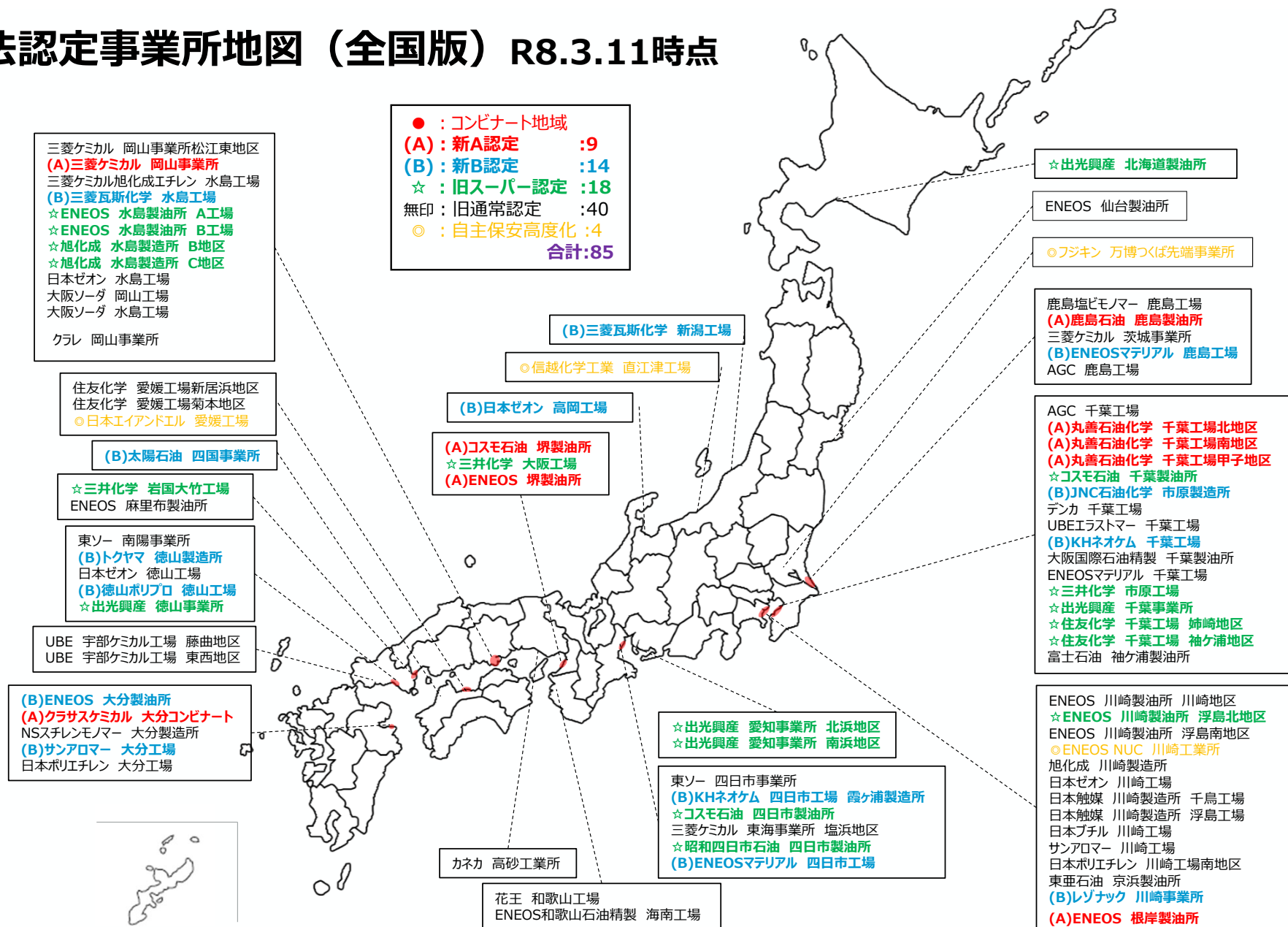
- 令和6年度の認定高度保安実施者の認定実績は7件、令和7年度は16件※、合計23件。
- 内訳は、特定認定高度保安実施者（A認定）が9件、認定高度保安実施者（B認定）が14件。

年度	認定日	事業所名	認定の種類
令和6年度	令和6年8月19日	コスモ石油株式会社 堺製油所	A認定
	令和6年9月12日	三菱瓦斯化学株式会社 水島工場	B認定
	令和6年11月28日	KHネオケム株式会社 四日市工場 霞ヶ浦製造所	B認定
	令和7年2月21日	ENEOS株式会社 堺製油所	A認定
	令和7年2月28日	丸善石油化学株式会社 千葉工場 北地区	A認定
	令和7年2月28日	丸善石油化学株式会社 千葉工場 南地区	A認定
	令和7年2月28日	丸善石油化学株式会社 千葉工場 甲子地区	A認定
令和7年度	令和7年5月30日	ENEOS株式会社 大分製油所	B認定
	令和7年9月1日	太陽石油株式会社 四国事業所	B認定
	令和7年9月12日	徳山ポリプロ株式会社 徳山工場	B認定
	令和7年9月18日	株式会社ENEOSマテリアル 四日市工場	B認定
	令和7年9月18日	株式会社トクヤマ 徳山製造所	B認定

年度	認定日	事業所名	認定の種類
令和7年度	令和7年12月4日	三菱ケミカル株式会社 岡山事業所	A認定
	令和7年12月9日	三菱瓦斯化学株式会社 新潟工場	B認定
	令和7年12月16日	日本ゼオン株式会社 高岡工場	B認定
	令和7年12月18日	ENEOS株式会社 根岸製油所	A認定
	令和7年12月24日	KHネオケム株式会社 千葉工場	B認定
	令和8年1月15日	クラサスケミカル株式会社 大分コンビナート	A認定
	令和8年2月27日	株式会社レゾナック 川崎事業所扇町地区	B認定
	令和8年3月2日	鹿島石油株式会社 鹿島製油所	A認定
	令和8年3月11日	JNC石油化学株式会社 市原製造所	B認定
	令和8年3月11日	株式会社ENEOSマテリアル 鹿島工場	B認定
	令和8年3月11日	サンアロマー株式会社 大分工場	B認定

※令和8年3月11日時点

高压法認定事業所地図（全国版） R8.3.11時点



令和 8 年度の認定スケジュール

- 令和 7 年度同様、令和 8 年度の認定に係るスケジュールは以下のとおり。申請書の受付は 2 週間、現地検査の候補日は 5 週間を目処として一定の期間を確保。
- このほか、申請者からの認定制度や申請に関する問合せは随時受付。

認定を受けたい時期	申請書の提出	現地検査	検討会 ※の開催	認定日の目安
8 月～10 月	4 月第 1 週～ 4 月第 2 週	5 月第 2 週～ 6 月第 2 週	7 月中旬	8 月以降
11 月～ 1 月	7 月第 1 週～ 7 月第 2 週	8 月第 1 週～ 9 月第 2 週	10 月中旬	11 月以降
2 月～ 4 月	10 月第 1 週～ 10 月第 2 週	11 月第 2 週～ 12 月第 2 週	1 月中旬	2 月以降
5 月～ 7 月	1 月第 2 週～ 1 月第 3 週	2 月第 2 週～ 3 月第 2 週	4 月中旬	5 月以降

※高圧ガス高度保安認定検討会

【参考】 高圧ガス保安法の認定制度における移行措置について

- 令和5年12月21日より前に、旧認定制度に係る認定を受けている事業者は、改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持する。
- 移行準備期間として、令和5年12月21日から3年の経過措置期間（令和8年12月20日まで）を設定（附則第1条第4号）し、同期間は、旧認定制度又は認定高度保安実施者制度のいずれに係る申請も可能とする。
- 経過措置期間において、旧認定制度に係る認定が認められた場合の当該認定の有効期間は、経過措置期限から3.5年（令和12年6月20日まで）とする。（附則第2条第2項及び第3条第2項）
- 経過措置期間中に旧認定制度に係る認定を受けた事業者が、当該認定の有効期間中に、認定高度保安実施者制度に係る認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする。

＜旧認定制度の認定期限及び経過措置期間＞

